

暮らしのクレジット便



相談ファイル

～出資話は信用出来るか？～

《相談内容》

友人から「エビの海外養殖事業は儲かる。仮に100万円預けると1年後には投資が倍になる。」と話をもちかけられた。配当の振り込まれた友人の通帳も見た。信用したいが... どうも怪しい。

《アドバイス》 海外の養殖事業に投資する業者(匿名組合※)などへの出資が「1年後に倍になるので高配当である」ともちかけられて、高額な出資をしたものの、「配当金が支払われない」、「出資金が返還されない」といった相談が全国的に寄せられています。

トラブルに遭うのは中高年の方に多く、悪質な業者は退職金や年金さえも狙っています。

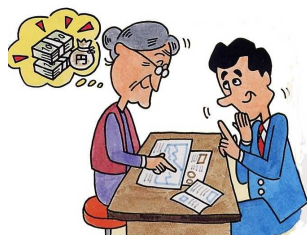
「高配当」という言葉に惑わされ、契約内容をよく理解せずに安易に契約したケースが多いようです。(信用させるため、最初だけ配当が出る場合も)

このような出資は利益が出なければ配当は出ず、営業者が事業に失敗すれば、出資金が戻りません。そもそも事業の実体すらないものも多くあります。相談者には、リスクの高い取引であるので見合わせるよう伝えました。

＜トラブルを回避するために＞

- ・くれぐれも怪しい出資話には手を出さないようにしましょう。(うまい儲け話などありません。儲かるどころか「全損」することもあります。)
- ・親しい人の勧めであっても、少しでも不安に思えば、きっぱりと断りましょう。
- ・怪しい出資を勧められたり、「配当金が支払われない」などのトラブルがあれば、お近くの消費相談窓口へ相談してください。

※ 契約の一方の当事者(組合員)が、相手方(営業者)の営業に出資し、営業利益を配分する契約形態。



生活情報ファイル

～特定商取引法の規制対象商品等が追加されます～

「みそ」や「しょうゆ」もクーリング・オフの対象に (H19.7.15 から施行)

これまで規制がなかったため、悪質な訪問販売などの被害が絶えなかった、みそやしょうゆなどの次の3項目が「特定商取引法」の指定商品・指定役務として追加されます。(経済産業省が政令を改正)

- 1 みそ、しょうゆその他の調味料
- 2 易断(占い)の結果に基づいて助言、指導その他の援助を行うサービス
- 3 決済用資金を預かって行う、次の取引の仲介サービス
 - ・ 現実の商品引渡がない物品売買取引
 - ・ 商品先物取引
 - ・ 商品指数(複数の商品の価格変動を指数化したものの)取引
 - ・ 上記3つの取引に関するオプション(一定期間に特定の価格で売買出来る権利の)取引

これらについては、クーリング・オフ(無条件解約)が可能となります。(施行日前は対象外) また、不適切な勧誘を行った事業者に対しては、国や都道府県の行政処分の対象となります。

※ 特定商取引法で指定されている商品・権利・サービスは、県のホームページで見ることができます。(URL: <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/www/contents/1174640739280/files/ichiran-1.pdf>)



市町からこんにちは。(今日は福山市消費生活センターからです)

福山市消費生活センターは市民のくらしのアドバイザーとして、2001年4月に福山市役所1階にオープンしました。

相談は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時30分から16時30分までの受付で、消費生活専門相談員6名の体制により、原則、福山市民からの電話や来所による消費についての相談に対し、情報や資料の提供、さらには助言や斡旋も行っています。(TEL:(084)928-1188)

また、市民から要望があれば、出前講座による消費者啓発も実施しています。

最近の相談の特徴は、オレオレ・融資保証金・ワンクリック・架空請求詐欺をはじめとする振り込み詐欺が、依然発生していることで、とりわけ、今年度に入ってからでは携帯電話による架空請求の相談が多くなっています。

一方、当センターでは、計量に関する業務も行っています。

取引や証明に使用するはかり(特定計量器)の定期検査(2年に1回)や、食品の内容量などが正しく計量・表示されているかどうかをチェックする量目立入検査などを実施しています。

福山市さん ありがとうございます。

くらしのまめちしき

今回は「お知らせ」です。

広島県生活センターでは、平成19年度スマートライフ講座を開催します。
ご参加ください。(全4回の予定。確定分のみ、お知らせします。)

回	日時	テーマ	講師
1	7月13日(金) 10:30~12:00	学びませんか?お金のしつけ 1 <児童期(小学生)>	金融広報アドバイザー ファイナンシャルプランナー 高橋 佳良子氏
2	9月13日(木) 10:30~12:00	学びませんか?お金のしつけ 2 <少年期(中・高学生)>	金融広報アドバイザー ファイナンシャルプランナー 杉本 栄三氏

場 所： 広島県生活センター研修室(広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1F)

定 員： 各講座 先着順30名 (1回のみ受講可)

申込先： 広島県 県民生活部 消費生活室 TEL:(082)513-2731
(電話でお申し込みください。)

参加料： 無料

主 催： 広島県・広島県金融広報委員会

発行元:広島県生活センター (県民生活部総務管理局消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市(町)消費生活センター(受信先でご自由に変えていただいても構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷(A4判)しても使用できます。

消費者トラブル依然多く

～平成18年度広島県消費生活相談状況～

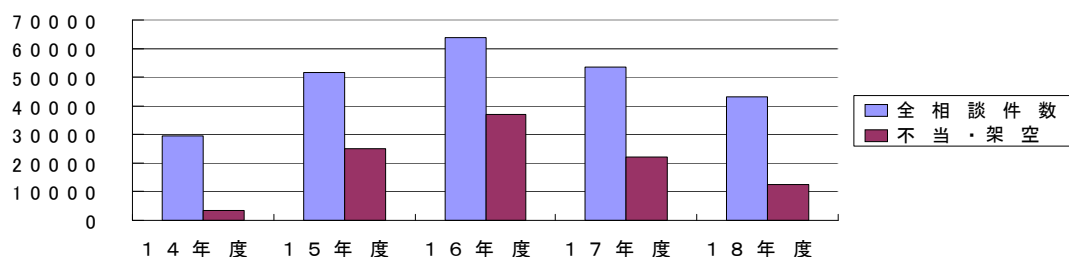
平成18年度に、県及び市町で受け付けた消費生活相談は、42,989件で、前年度に比べ10,416件、率にすると19.5%の減少となりました。

このうち、「不当請求・架空請求」に係る相談が12,396件で前年度に比べ9,739件、44.0%の減少となりました。

1 不当請求・架空請求は減少しているが、注意は必要

不当請求・架空請求の相談状況を過去5か年で見ると、平成16年度の36,934件をピークに減少傾向にあります。しかしながら、件数そのものは減っていてもその手口は悪質かつ巧妙になっており、引き続き注意が必要です。（下図参照）

不当請求・架空請求の5か年の状況



	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
全体件数	29,646	51,716	63,925	53,405	42,989
不当・架空	3,507	24,892	36,934	22,135	12,396
構成比%	11.8	48.1	57.8	41.4	28.8

～不当請求・架空請求～

【相談事例】

利用した覚えのないサイトから登録や退会手続きを取るよう携帯電話にメールが入った。

「年会費6万円と月額利用料5千円が必要。関連サイトの退会手続きも必要。和解希望者には紳士的に対応するが、今日中に連絡がない場合、悪質利用者となみなして、自宅訪問や裁判も行う。」

などと書いてある。住所や氏名、自宅の電話番号などがメールに記載されており、不安だ。

（40才代 女性）

2 相談の多かった商品・サービス（不当請求・架空請求を除く）

（単位：件，％）

	商品・サービス	平成18年度		平成17年度	増減率 ((A - B)/B) × 100	相談の内容
		相談件数 (A)	構成比	相談件数 (B)		
1	融資サービス	6,021	19.7	5,502	9.4	・借入金整理の方法 ・保証人、名義貸し等
2	不動産貸借	2,134	7.0	1,857	14.9	・敷金の返還 ・借家の明け渡し等
3	情報提供サービス	1,077	3.5	1,142	△5.7	・有料情報サイトの利用 ・放送受信料の支払い等
4	商品一般	809	2.6	981	△17.5	・事業者の信用性 ・商品購入した先の事業者の対応等
5	建築・工事等	698	2.3	868	△19.6	・リフォーム ・不必要な工事の勧誘等

～ヤミ金融・保証金詐欺～

【相談事例】

チラシを出していた貸金業者に連絡し、200万円の融資を依頼したら、自分に返済能力があるかを確認するため、サラ金で20万円借りて、保証金として現金書留で業者宛で送り、そのとおりに振り込んだのにいつまで経っても融資してもらえない。騙された気がする。

（20才代 男性）

～訪問販売～

【相談事例1】

無料の姓名判断と訪問のあった業者から、家族の字画が悪いと言われ高額な印鑑を買うよう勧められた。

（70才代 男性）

【相談事例2】

母親が訪問販売で糖尿病が治ると言われてアガリクスやクロレラを契約している。本人は一部開封しているが、解約したい。

（70才代 女性）

【相談事例3】

「布団のクリーニングをしているので見せてほしい」と業者が訪問してきた。見せると「傷んでいるのでクリーニングできない。下取りに出して新しい布団を買ったほうがいい」と言われたので、新しい布団の契約をした。落ち着いて考えるとあまりにも高いので、クーリング・オフしたい。

（20才代 女性）

～マルチ商法～

【相談事例】

聴覚障害者の間で、オンラインゲームをする人を紹介したら、月々8万円の収入になるし、自分もゲームをすればポイントが貯まり、換金できるという事業が広がっている。自分も会員登録したが、ゲームも難しく分配金収入になるほどのポイントは得られない。また紹介した会員が退会したので、返金を求められた。

（40才代 男性）

トラブルが生じたら、一人で悩まずに、市や町の消費生活相談窓口へ！

発行元：広島県生活センター（県民生活部総務管理局消費生活室）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731